

---

公 告

---

( 監 査 委 員 )

茨城県監査委員公告 第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，平成26年度行政監査結果に基づき講じた措置について，茨城県知事，茨城県教育委員会教育長より通知があったので，次のとおり公表する。

平成27年9月28日

茨城県監査委員	小 川 一 成
同	川 津 隆
同	岡 野 栄 治
同	齋 藤 良 彦

【知事部局】

<p>○監査対象機関 知事部局</p>	<p>○監査テーマ ホームページの管理運営について</p>
<p>○改善又は検討が必要な事項（総括的事項）</p> <p>監査の結果、各機関とも全体としては概ね適切なホームページの管理運営が行われていた。</p> <p>各機関にあっては、利用者のニーズにあった情報発信を組織的かつ持続的に推進し、利用者誰もがより容易に最新の情報を入手できるよう、ホームページの管理運営体制の充実を図り、利用者の視点に立った質の高い情報提供がより一層適切に行われるよう努められたい。</p> <p>改善又は検討が必要な事項については着眼点ごとに示すので、ホームページに関する規程を所管する機関のうち、広報広聴課及び教育庁総務課は、以下の①、②、③、⑤について、情報セキュリティに関する規程を所管する情報政策課及び教育庁総務課は、以下の④について、各機関に対し指導徹底を図られたい。</p> <p>① 要綱・要領等の整備状況について</p> <p>ガイドラインや事務処理要領等を踏まえ、ホームページに掲載すべき情報の基準や掲載内容の点検頻度などのルールを定めた要綱・要領等の整備を行うこと。</p> <p>また、ホームページに掲載する情報についても、事前に決裁手続きを行うこと。</p> <p>② ホームページの更新状況について</p> <p>日時が指定されている情報等について</p>	<p>○左に対する措置状況</p> <p>（平成 27 年 5 月 8 日付け総第 155 号）</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日からの新ホームページシステム（ウェブページの作成、更新をするシステム。以下「新CMS」という。）の導入に伴い、広報広聴課及び情報政策課において、各課のホームページ担当者に対し、ウェブアクセシビリティを含めたページ作成に関する研修を実施するとともに、新CMSによる県ホームページの運用要領を定め、施行した。</p> <p>新CMSの導入により、平成 27 年 4 月 1 日にホームページの正式リニューアルを実施し、新CMSの管理範囲内で統一した運用要領を作成し、施行した。</p> <p>なお、新CMSでは、各機関において承認行為（決裁手続き）をしなければページが公開されない仕組みとなっている。</p> <p>ホームページに関する特別な知識が無く</p>

は、遅滞なく適時の更新を行うこと。

③ 行政情報等の提供について

適時適切にホームページ掲載情報の点検を行い、最新の情報提供に努めること。

また、ホームページによる情報発信に際しては、アクセシビリティに配慮するよう定めた指針やガイドライン等に基づき、アクセシビリティへの取り組みを行うこと。

④ 維持管理の状況について

サーバを維持管理している機関については、ウィルス対策ソフト等によりセキュリティ対策を適切に行うこと。

また、サーバへアクセスするために必要なパスワードを事前にパソコンに記憶させることなく、適切な管理を行うこと。

ても、県民等に提供する必要がある情報を確実に、かつ適時に更新することができるようにするため、新CMSを導入したところである。

なお、新CMSでは、日時指定（休日・夜間でも）でページを公開できるようになった。

新CMSの機能により、情報の掲載日がページ右上部に自動的に表示されること、掲載1年経過前に自動でメールがページ所管課に届くことから、古い情報が掲載され続けることは解消されるものと思われる。

また、ウェブアクセシビリティについても、新CMSの機能により、JIS規格に準拠したページに簡易に変換することができるようになり、研修において、各課に周知している。

ウィルス対策ソフトの導入、更新については、今回の監査で問題とされた関係所属に対し、個別に対策を指導した。ウィルス対策ソフトについて、常に最新の状態になっていることを確認済みである。

また、全所属に対し、情報セキュリティの徹底について通知を行うとともに、毎年度当初に開催している全所属の情報セキュリティ管理者を対象とした研修会で、注意喚起を実施した。

パスワードの適切な管理については、研修会や情報セキュリティメールマガジンにおいて周知を図っている。

また、新CMSによりパスワードがパソ

<p>⑤ その他</p> <p>ホームページのアクセス件数等により利用状況を把握するとともに、可能な限り利用者からの意見や要望が反映されるホームページの作成を行うこと。</p> <p>また、県が管理運営するホームページであることや掲載された情報が県の提供によるものであることが容易に分かるよう、基本的な情報など、可能な限り統一を図ること。</p>	<p>コンに記憶できないように措置済みとなっている。ただし、企業局、警察本部、県議会のホームページは、新CMSを利用していないことから、パスワードの適切な管理について個別に指導を行っている。</p> <p>アクセス件数については、情報政策課が作成・提供している資料により、以前から各課において把握できるようになっている。</p> <p>また、新CMSの導入により、統一したページデザインを使用することにより、サイト全体に統一感を持たせた。</p>
---	---

【教育委員会】

○監査対象機関 教育庁	○監査対象テーマ ホームページの管理運営について
<p>○改善又は検討が必要な事項（総括的事項）</p> <p>監査の結果、各機関とも全体としては概ね適切なホームページの管理運営が行われていた。</p> <p>各機関にあっては、利用者のニーズにあった情報発信を組織的かつ持続的に推進し、利用者誰もがより容易に最新の情報を入手できるよう、ホームページの管理運営体制の充実を図り、利用者の視点に立った質の高い情報提供がより一層適切に行われるよう努められたい。</p> <p>改善又は検討が必要な事項については着眼点ごとに示すので、ホームページに関する規程を所管する機関のうち、広報広聴課及び</p>	<p>○左に対する措置状況</p> <p>（平成 27 年 5 月 13 日付け教総第 177 号）</p> <p>平成 27 年 3 月 9 日に、行政監査報告書の「改善又は検討が必要な事項」として指摘された項目に対応するよう、関係機関に対し通知を発出した。</p> <p>また、4 月 22 日には教育庁各課、教育事務所、学校以外の教育機関の広報担当者が出席する広報担当者会議において、5 月 1 日には県立学校の教頭・副校長会議において、それぞれ改めて対応を指導した。</p>

教育庁総務課は、以下の①，②，③，⑤について、情報セキュリティに関する規程を所管する情報政策課及び教育庁総務課は、以下の④について、各機関に対し指導徹底を図りたい。

① 要綱・要領等の整備状況について

ガイドラインや事務処理要領等を踏まえ、ホームページに掲載すべき情報の基準や掲載内容の点検頻度などのルールを定めた要綱・要領等の整備を行うこと。

また、ホームページに掲載する情報についても、事前に決裁手続きを行うこと。

掲載すべき情報の基準等が定められている学校情報セキュリティ実施手順などに基づいた適切な運営を行うよう、指導していく。

また、要綱・要領等が整備されていない所属に対しては、早急に整備を行うよう指導する。

平成 27 年 9 月に更新する茨城県情報ネットワークに、担当者が作成したホームページを、所属長等が承認してから発信するシステムを組み込み、県立学校等における情報発信体制を強化する。

今後も引き続き、掲載情報については、県が作成した「公文書」という認識のもと、軽微な内容の更新や迅速な情報発信が必要なものについても事前に所属長等の決裁手続きを行うよう周知徹底を図り、指導していく。

② ホームページの更新状況について

日時が指定されている情報等については、遅滞なく適時の更新を行うこと。

ホームページの機能を効果的に発揮するために、日時が指定されている情報等について、遅滞なく適時に更新を行うよう指導していく。

コンテンツ管理システムの研修会を平成 27 年 6 月及び 7 月に実施し、適時に更新するよう指導する。

③ 行政情報等の提供について

適時適切にホームページ掲載情報の点検を行い、最新の情報提供に努めること。

また、ホームページによる情報発信に際しては、アクセシビリティに配慮するよう定めた指針やガイドライン等に基づき、アクセシビリティへの取り組みを行うこと。

④ 維持管理の状況について

サーバを維持管理している機関については、ウィルス対策ソフト等によりセキュリティ対策を適切に行うこと。

また、サーバへアクセスするために必要なパスワードを事前にパソコンに記憶させることなく、適切な管理を行うこと。

⑤ その他

ホームページのアクセス件数等により利用状況を把握するとともに、可能な限り利用者からの意見や要望が反映されるホームページの作成を行うこと。

また、県が管理運営するホームページであることや掲載された情報が県の提供によるものであることが容易に分かるよう、基本的な情報など、可能な限り統一を図ること。

掲載情報について古い情報が掲載されていないか、更新されるべき情報の更新が行われていないか等について、適時適切に点検を行い、最新の情報提供に努め、また、茨城県ウェブアクセシビリティガイドライン等に基づき、アクセシビリティへの配慮の取り組みを行うよう指導していく。

教育庁のホームページについては、茨城県教育情報ネットワークのウェブサーバにより情報発信を行っており、統一したセキュリティ対策により安心安全な環境で運用している。茨城県教育情報ネットワークのサーバを使用していないシステム等を管理している所属については、引き続きセキュリティの強化やパスワード厳重管理を行うよう指導し、適切な対策を行っていく。

ホームページの利用状況を把握し、検証を行うことにより、可能な限り利用者が求める情報が反映されたホームページの作成を行っていく。

統一性については、平成 27 年 9 月にコンテンツ管理システムを県立学校などのホームページに導入することにより体裁等の統一を図っていく。